

保険業法施行規則改正案に係るパプコメ意見

No	該当条文	意見及び理由
1	—	<p>【意見】</p> <p>○ 保険業高度化等会社については、基準議決権超保有の際に認可が必要（保険業法第106条第7項）とされているが、当該認可後に子会社化する際には、別途の認可や届出等の手続きは不要との認識でよいか。</p>

以上